

令和8年  
第1回臨時会

# 東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会会議録

令和8年3月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会



## 令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会会議録 目次

期日	1
場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
議事日程	2
追加議事日程	2
開会・開議	4
会議録署名議員指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果の報告	4
令和7年度定期監査等の結果報告	4
挨拶（吉住健一管理者）	5
日程第 1 会期の決定について	5
日程第 2 議案第 9号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	5
日程第 3 議案第 10号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	5
日程第 4 議案第 11号 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	5
日程第 5 議案第 12号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	5
日程第 6 議案第 13号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	6
提案理由説明（近藤尚行総務部長）	6
委員会付託	7
会議時間の延長	7
休憩	7
再開	7
日程の追加	8

追加日程第 1	議案第 9 号	中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事 請負契約の締結について……………	8
追加日程第 2	議案第 10 号	多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工 事請負契約の締結について……………	8
追加日程第 3	議案第 11 号	豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事 請負契約の締結について……………	8
追加日程第 4	議案第 12 号	有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事 請負契約の締結について……………	8
追加日程第 5	議案第 13 号	葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事 請負契約の締結について……………	8
財務委員会審査結果報告（佐藤 篤委員長）		……………	8
採決		……………	9
管理者挨拶（吉住健一管理者）		……………	10
閉会		……………	10

# 令和8年第1回

## 東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会

- 1 期 日 令和8年3月18日(水)
- 2 場 所 東京区政会館 191会議室
- 3 出席議員(20名)

- |     |      |        |
|-----|------|--------|
| 1番  | 千代田区 | 秋谷こうき  |
| 2番  | 中央区  | 原田賢一   |
| 4番  | 新宿区  | 渡辺清人   |
| 5番  | 文京区  | 市村やすとし |
| 6番  | 台東区  | 石川義弘   |
| 7番  | 北区   | 青木博子   |
| 8番  | 荒川区  | 斎藤泰紀   |
| 9番  | 品川区  | 渡辺ゆういち |
| 10番 | 目黒区  | 鈴木まさし  |
| 11番 | 大田区  | 鈴木隆之   |
| 12番 | 世田谷区 | 石川ナオミ  |
| 13番 | 渋谷区  | 一柳直宏   |
| 14番 | 中野区  | 森たかゆき  |
| 16番 | 豊島区  | 島村高彦   |
| 18番 | 練馬区  | 上野ひろみ  |
| 19番 | 墨田区  | 佐藤篤    |
| 20番 | 江東区  | 劔先美彦   |
| 21番 | 足立区  | ただ太郎   |
| 22番 | 葛飾区  | 梅沢とよかず |
| 23番 | 江戸川区 | 島村和成   |

### 4 欠席議員(3名)

- |     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 3番  | 港区  | 土屋準     |
| 15番 | 杉並区 | 木梨もりよし  |
| 17番 | 板橋区 | 田中しゅんすけ |

### 5 出席説明員

- |      |      |
|------|------|
| 管理者  | 吉住健一 |
| 副管理者 | 高垣克好 |

監査委員	橋本正彦
総務部長	近藤尚行
調整担当部長	古舘陽
企画担当部長企画室長事務取扱	武蔵野博信
清掃事業国際協力室長	森田昌志
施設管理部長	中尾正巳
建設部長	阿閉聡
計画推進担当部長	新井進
総務課長	和田敏道
清掃事業国際協力課長	三羽憲和
管理課長	鈴木和歌
計画推進課長	山本泰弘

#### 6 出席議会事務局職員

事務局長	市川保夫
事務局次長	秋山兵吾
書記	木内昌彦
同	保木本正憲

#### 7 議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第 9 号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第 10 号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 11 号 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第 12 号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 13 号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

#### 8 追加議事日程

- 追加日程第 1 議案第 9 号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

- 追加日程第 2 議案第 10 号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工  
事請負契約の締結について
- 追加日程第 3 議案第 11 号 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事  
請負契約の締結について
- 追加日程第 4 議案第 12 号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事  
請負契約の締結について
- 追加日程第 5 議案第 13 号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事  
請負契約の締結について

---

開 会（午後 2 時 3 0 分）

---

○上野ひろみ議長 それではただいまから、令和 8 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 1 1 2 条の規定に基づき、5 番市村やすとし議員、6 番石川義弘議員を会議録署名議員に指名をいたします。

次に、諸般の報告について事務局長から報告いたします。

○市川保夫事務局長 御報告申し上げます。

1 令和 8 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会の招集について

2 議案の送付について

3 説明員の出席について

以上、3 件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読を省略いたします。

○上野ひろみ議長 次に、例月出納検査の結果報告及び令和 7 年度定期監査等の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、事務局長から報告をいたします。

○市川保夫事務局長 御報告申し上げます。

1 令和 8 年 1 月分例月出納検査の結果報告について

2 令和 7 年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について

3 令和 7 年度行政監査の結果について

4 令和 7 年度財政援助団体等（東京エコサービス株式会社）監査の結果について

以上、4 件につきましては、お手元に文書の写しをお配りしておりますので、配付をもって報告とさせていただきます。

○上野ひろみ議長 ここで管理者からの発言の申出がありますので、これを許可いたします。

吉住管理者。

○吉住健一管理者 管理者の吉住でございます。

令和8年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

初めに、各区議長の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、当組合の運営につきまして、日頃からの御理解と御協力に、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会に提出いたします案件は、契約案件が5件でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○上野ひろみ議長 ありがとうございます。それでは管理者の挨拶が終わりました。

これより日程に入ります。日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

日程第 1 会期の決定について

---

○上野ひろみ議長 会期についてお諮りいたします。

今臨時会の会期は、会議規則第4条第1項第2号の規定に基づき、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、日程第2から日程第6までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

日程第 2 議案第 9号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 3 議案第10号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第11号 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 5 議案第12号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 13 号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の  
締結について

---

○上野ひろみ議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○近藤尚行総務部長 議案第 9 号から議案第 13 号までの 5 議案につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

議案のフォルダをお開きください。令和 8 年第 1 回臨時会議案を御覧ください。PDF 番号 14 分の 6 ページ、資料下部に記載のページ番号ですと 2 ページになります。

提案理由ですが、5 議案はいずれも東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものでございます。

1 ページお戻りいただいて、初めに、議案第 9 号、中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は 4 億 1,030 万円、契約の相手方は大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号、カナデビア株式会社取締役社長桑原道、代理人、東京都品川区南大井六丁目 26 番 3 号、カナデビア株式会社東京本社環境営業統括部長金谷孝之でございます。

次に、資料下部の 3 ページを御覧ください。

議案第 10 号、多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は 4 億 700 万円、契約の相手方は兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 78 号、株式会社神鋼環境ソリューション取締役社長奥村英樹、代理人、東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号、株式会社神鋼環境ソリューション東京支社東京支社長西山学雄でございます。

次に、資料下部の 5 ページを御覧ください。

議案第 11 号、豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は 7 億 7,880 万円、契約の相手方は兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 78 号、株式会社神鋼環境ソリ

ューション取締役社長奥村英樹、代理人、東京都品川区西品川一丁目1番1号、株式会社神鋼環境ソリューション東京支社東京支社長西山学雄でございます。

次に、資料下部の7ページを御覧ください。

議案第12号、有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は4億2,020万円、契約の相手方は神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社代表取締役社長野口能弘、代理人、神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社国内事業部営業部長二橋仁郎でございます。

最後に、資料下部の9ページを御覧ください。

議案第13号、葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は6億9,828万円、契約の相手方は兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号、株式会社タクマ代表取締役社長濱田州朗、代理人、東京都港区芝浦三丁目9番1号、株式会社タクマ東京支社支社長田邊靖でございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上野ひろみ議長 提案理由の説明が終わりました。これらの案については所管の財務委員会に付託いたします。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

---

休 憩（午後2時39分）

---

---

再 開（午後2時56分）

---

○上野ひろみ議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、財務委員長から委員会の審査報告書が提出されました。審査

報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りをいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第9号ほか4件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号ほか4件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1から追加日程第5までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

- 
- |         |          |                                  |
|---------|----------|----------------------------------|
| 追加日程第 1 | 議案第 9 号  | 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |
| 追加日程第 2 | 議案第 10 号 | 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 追加日程第 3 | 議案第 11 号 | 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |
| 追加日程第 4 | 議案第 12 号 | 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |
| 追加日程第 5 | 議案第 13 号 | 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |
- 

○上野ひろみ議長 それではこれらの案につきまして、財務委員長の報告をお願いいたします。

佐藤財務委員長。

○佐藤 篤財務委員長 財務委員会に付託されました、議案第9号から議案第13号までの5議案につきまして、審査経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。

審査に当たっては、特に質疑・意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第9号から議案第13号までの5議案につきまして、いずれも全員賛成

により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもって、財務委員会の報告を終わります。

○上野ひろみ議長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対し、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決をいたします。

財務委員会の審査結果はいずれも原案可決でございます。

初めに、議案第9号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第11号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、今臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申出がございますのでこれを許可いたします。

吉住管理者。

○吉住健一管理者 第1回臨時会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました議案につきまして、慎重に御審議いただき、いずれも原案どおり可決を賜り、誠にありがとうございました。本日の議決に基づき、適正に執行していく所存でございます。今後とも御指導、御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

年度末の大変お忙しい時期ですので、議長の皆様におかれましてはどうか御健康に十分御留意いただき、これからもますます御活躍されますことを心よりお祈り申し上げまして御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○上野ひろみ議長 ありがとうございました。管理者の挨拶が終わりました。

以上をもちまして、令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉 会（午後3時00分）

---

会議録署名議員

議長 上野ひろみ

議員 市村やすとし

議員 石川義弘



# 資 料



令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会  
議 事 日 程

令和8年3月18日（水）午後2時30分 開議

- |      |           |                                  |
|------|-----------|----------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定について |                                  |
| 日程第2 | 議案第9号     | 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |
| 日程第3 | 議案第10号    | 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 日程第4 | 議案第11号    | 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |
| 日程第5 | 議案第12号    | 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |
| 日程第6 | 議案第13号    | 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |

写

7 清総総第2157号

令和8年3月11日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議 長 上 野 ひ ろ み 様

東京二十三区清掃一部事務組合

管 理 者 吉 住 健 一

東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を招集する告示をしたので通知します。

写

東京二十三区清掃一部事務組合告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、  
令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を次のとおり  
招集する。

令和8年3月11日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉住 健一

1 期日

令和8年3月18日（水）

2 場所

東京区政会館 19階 191会議室

3 付議事件

- (1) 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (2) 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (3) 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (4) 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (5) 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

写

7清総第2293号

令和8年3月11日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 上野 ひろみ 殿

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉住 健一

議案の送付について

令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会に提出する議案を、下記のとおり  
送付します。

記

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 議案第9号  | 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |
| 議案第10号 | 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 議案第11号 | 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |
| 議案第12号 | 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |
| 議案第13号 | 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  |



7 清総総第 2 2 9 8 号  
令和 8 年 3 月 1 1 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会  
議長 上野 ひろみ 様

東京二十三区清掃一部事務組合  
管理者 吉住 健一

説明員の出席について（通知）

令和 8 年 3 月 1 1 日付け 7 清議第 5 1 9 号により要求のあった、令和 8 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会における執行機関の出席者を下記のとおり通知します。

記

（出席者職・氏名）

管 理 者	吉 住 健 一
副 管 理 者	高 垣 克 好
監 査 委 員	橋 本 正 彦
総 務 部 長	近 藤 尚 行
調 整 担 当 部 長	古 舘 陽
企 画 担 当 部 長 企 画 室 長 事 務 取 扱	武 蔵 野 博 信
清 掃 事 業 国 際 協 力 室 長	森 田 昌 志
施 設 管 理 部 長	中 尾 正 巳

処 理 技 術 担 当 部 長	宮 崎 勇 一 郎
建 設 部 長	阿 閉 聡
計 画 推 進 担 当 部 長	新 井 進
総 務 課 長	和 田 敏 道
清 掃 事 業 国 際 協 力 課 長	三 羽 憲 和
管 理 課 長	鈴 木 和 歌
計 画 推 進 課 長	山 本 泰 弘



7 清監第 4 7 9 号  
令和 8 年 2 月 2 5 日

東京二十三区清掃一部事務組合  
議長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合  
監査委員 橋本 正彦  
監査委員 清家 愛  
監査委員 ただ 太郎

令和 8 年 1 月末現在における例月出納検査の結果報告について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 の規定により検査を実施したので、同条第 3 項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

1 検査実施日  
令和 8 年 2 月 1 7 日(火)

2 検査の結果  
今回は令和 8 年 1 月末時点における例月出納検査を実施した。  
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。  
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

- ・歳入歳出現計表 別表 1
- ・現金保管状況調書 別表 2
- ・歳入調書 別表 3
- ・歳出調書 別表 4

別表 1 歳入歳出現計表

令和 8 年 1 月末現在 (単位: 円)

一般会計	収入済額		支出済額		現金現在高	対予算額			
	歳入歳出予算額	上段 本月分	上段 本月分	上段 一時借入金		収入率 (%)		支出率 (%)	
		下段 累計	下段 累計	下段 繰越金		本年度	前年度	本年度	前年度
105,249,595,000	6,314,957,403	4,646,740,792	0	12,636,574,799	62.8	67.5	50.8	56.8	
歳入歳出予算外経理に属する現金					2,927,889,427				
基金繰替運用					0				
合計額					15,564,464,226				

別表 2 現金保管状況調書

令和 8 年 1 月末現在 (単位: 円)

区分	金額	区分	金額
普通預金	12,814,464,226	当座預金	0
定期預金	2,750,000,000	現金	0
通知預金	0	その他	0
譲渡性預金	0	合計	15,564,464,226

別表 3 歳入調書

令和 8 年 1 月末現在 (単位: 円)

一般会計	上段 予算額	収入済額		上段 還付未済	収入未済額	収入率 (%)			
		上段 本月分	上段 還付未済			対予算		対認定	
		下段 累計	下段 不納欠損			本年度	前年度	本年度	前年度
52,000,000,000	4,333,321,000	0	0	4,333,321,000	83.3	83.3	90.9	90.9	
分担金及び負担金	47,666,531,000	43,333,210,000	0	4,333,321,000	83.3	83.3	90.9	90.9	
15,076,109,000	1,052,692,386	0	0	1,148,433,161	75.1	75.3	90.8	91.2	
使用料及び手数料	12,478,128,755	11,329,695,594	0	1,148,433,161	75.1	75.3	90.8	91.2	
8,165,656,000	0	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
国庫支出金	0	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
186,872,000	41,683,006	0	0	46,090	109.7	98.8	100.0	96.8	
財産収入	205,105,608	205,059,518	0	46,090	109.7	98.8	100.0	96.8	
3,755,000	0	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
寄附金	3,576,000	3,576,000	0	0	95.2	106.7	100.0	100.0	
8,980,095,000	0	0	0	0	0.0	100.0	-	100.0	
繰入金	0	0	0	0	0.0	100.0	-	100.0	
331,900,000	0	0	0	0	0.0	100.0	-	100.0	
繰越金	2,905,953,923	2,905,953,923	0	0	875.6	175.0	100.0	100.0	
11,179,208,000	887,261,011	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
諸収入	9,375,901,738	8,338,150,497	1,223,207	1,036,528,034	74.6	69.1	88.9	89.0	
9,326,000,000	0	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
租合債	0	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
105,249,595,000	6,314,957,403	0	0	0	62.8	67.5	91.0	91.8	
合計	72,635,197,024	66,115,645,532	1,223,207	6,518,328,285	62.8	67.5	91.0	91.8	

別表 4 歳出調書

令和 8 年 1 月末現在 (単位: 円)

一般会計	上段 予算額	予算現額	支出済額		予算残額	支出率 (%)	
			上段 本月分	上段 本月分		本年度	前年度
			下段 累計	下段 累計		本年度	前年度
15,580,000	0	15,580,000	784	8,909,967	6,670,033	57.2	39.9
議会費	0	15,580,000	784	8,909,967	6,670,033	57.2	39.9
1,526,722,000	1,526,722,000	879,264,473	73,411,396	647,457,527	57.6	63.9	
総務費	0	1,526,722,000	879,264,473	647,457,527	57.6	63.9	
83,329,935,000	83,329,935,000	40,036,374,542	3,921,956,508	43,293,560,458	48.0	55.8	
清掃費	0	83,329,935,000	40,036,374,542	43,293,560,458	48.0	55.8	
11,169,956,000	11,169,956,000	651,372,104	9,445,694,608	1,724,261,392	84.6	80.1	
職員費	0	11,169,956,000	651,372,104	1,724,261,392	84.6	80.1	
6,427,312,000	6,427,312,000	3,108,827,143	0	3,318,484,857	48.4	49.2	
公債費	0	6,427,312,000	3,108,827,143	3,318,484,857	48.4	49.2	
2,480,090,000	2,480,090,000	0	0	2,480,090,000	0.0	0.0	
諸支出金	0	2,480,090,000	0	2,480,090,000	0.0	0.0	
300,000,000	300,000,000	0	0	0	0.0	0.0	
予備費	0	300,000,000	0	300,000,000	0.0	0.0	
105,249,595,000	6,314,957,403	0	4,646,740,792	51,770,524,267	50.8	56.8	
合計	0	105,249,595,000	53,479,070,733	51,770,524,267	50.8	56.8	



7清監第484号  
令和8年2月25日

東京二十三区清掃一部事務組合議会  
議長殿

東京二十三区清掃一部事務組合  
監査委員 橋本正彦  
監査委員 清家愛  
監査委員 ただ太郎

令和7年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、橋本正彦代表監査委員は令和7年6月25日まで及び同年9月26日以降、山本泰人前監査委員及び大沢たかし前監査委員は同年6月25日まで、清家愛監査委員及びただ太郎監査委員は同年6月26日から関与しました。

記

第1 定期監査

1 監査実施期間

令和7年5月8日から令和8年2月17日まで実施した。

2 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

3 監査の範囲と観点

(1) 監査の範囲

令和6年4月1日から監査実施当日分まで

ただし、契約関係は令和6年度分の事務処理について監査した。

(2) 監査の観点

主に令和6年度の財務に関する事務の執行を中心として事務事業の執行全般を対象に、法令に適合し正確に行われているか、最小の経費で最大の効果を挙げるようし、その組織及び運営の合理化に努めているか等に留意して監査を実施する。

Z010402

4 監査の方法

定期監査については、東京二十三区清掃一部事務組合監査基準並びに令和7年度監査計画に基づき、監査資料の書類審査（ヒアリング含む）及び代表監査委員による各課ヒアリングによって前年度指摘事項や事業効率化への取組状況の確認を行った。

5 監査の結果

対象事務について、令和6年度の監査結果に基づき東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）が講じた措置等の取組もあり、概ね適正に執行されていると認められ指摘事項に至るものはないが、第3章に述べる意見については、事務処理の見直しや改善を行い、より適正な事務の執行に務められたい。

なお、指摘には至らないが是正や改善が必要な事項は、監査委員の命を受けた監査事務局長を通じて注意・指導を行った。

区分	内容
指摘	1 法令・条例・規則に違反している事項
	2 著しく不経済な支出又は著しい損害が生じている事項
	3 予算を目的外に支出している事項又は著しく妥当性を欠く事項
	4 すでに指摘等をした事項で改善の努力がなされていないもの
意見	適正な事務・事業執行、組織運営の合理化等の観点から留意や努力を求めるもの
局長注意・指導	指摘事項には該当しないが、是正や改善を要するもの * 「監査事務局長注意・指導事項」として関係部局に文書で行う。

## 第2 工事及び委託監査

### 1 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、施設管理部、各清掃工場、中防処理施設管理事務所及び建設部所管の契約金額100万円以上の工事（修繕含む。）及び委託

### 2 監査の実施期間・範囲・方法

種別 項目	契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託	契約金額500万円以上の 工事及び委託
監査実施 期間	令和7年5月8日から 令和8年2月17日まで	令和7年8月29日から 令和8年2月17日まで
監査範囲	令和6年度に契約したもの又は契約 変更したもの	・令和6年度に契約したもの又は契約変 更したもの ・令和5年度以前に契約したもので、令和 6年度内に完了したもの、又は令和7年 度以降継続しているもの
監査方法	対象となる工事及び委託488件中 138件（28.3%）を抽出し、監 査資料に基づき書類審査及び疑問点 等の確認を行った。	対象となる工事及び委託435件中86 件（19.8%）を抽出し、監査資料に基 づき書類審査及び疑問点等の確認を行っ た。

### 3 監査の観点及び重点監査項目

- (1) 設計等が事業の目的に沿い、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。
- (2) 施工管理が適切に行われているか。（重点監査項目）
- (3) 安全対策への取組みは十分に行われているか。
- (4) 前年度に指摘された事項の改善が行われているか。

### 4 監査の結果

監査対象となった工事及び委託については、令和6年度の監査結果に清掃一組が講じた措置等の取組もあり、概ね適正に執行されていると認められ指摘事項に至るものはないが、第3章に述べる意見については、事務処理の見直しや改善を行い、より適正な事務の執行に務められたい。なお、指摘には至らないが是正や改善が必要な事項は、監査委員の命を受けた監査事務局長を通じて注意・指導を行った。

## 第3 監査委員意見

令和7年度の定期監査と工事及び委託監査においては、清掃一組の事業が安定性や確実性を第一に概ね適正に行われていることを確認するとともに、令和6年度の監査結果に基づく清掃一組が講じた措置の状況について点検し、総体的に改善に向けた取組が確認できた。一方で、自治体としての経済性確保の視点や区民への説明責任については引き続き取組の強化が必要な点も認められた。監査結果を総括して監査委員の意見を述べる。

### 1 令和6年度定期監査結果に基づき講じた措置について

#### (1) 合理的な理由を欠く分割発注の指摘について

本指摘は、清掃工場で使用している薬剤の買入れ（単価契約）について合理的な理由を欠く分割発注を行っていたこと、また、予定価格が6千万円を超える契約案件については議会の議決に付していくことを求めたものである。措置報告及びそれに対する意見として以下①～④に述べる。

① 措置報告として、新たに「工業用薬品の調達方針」（令和7年7月1日決定）を策定し、22工場を4ブロックに集約し固定化した工場群単位での契約を令和7年度下期の入札から実施し、これまで不透明であった分割基準や不規則な工場組合せによる契約を改善したことを評価する。

今後一定期間の経過実績を踏まえ、今回の改善策を経済性、公平性、競争性や安定調達等の観点から分割方式や単価契約の必要性等について検証し、引き続き適切な改善に努められたい。併せて「工業用薬品の調達方針」について契約の公平性、公正性、透明性等の観点から庁内のみならず広く公表することを検討されたい。

② 「工業用薬品の調達方針」により実施した令和7年度下期の契約では、工場のブロック化により契約件数が従来に比して減少した結果、予定価格（推定総金額）が条例による議会付議要件の6千万円を超える事案が多数発生し、最大では推定総金額1億8千万円を超える契約となったが議会案件となっていない。

高額で重要な財産の取得を民主的に決定するという地方自治法の趣旨と、納税者への説明責任の観点から「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」で規定する予定価格が6千万円を超える契約案件の議案化について実施に向け検討されたい。

③ 適正な契約執行を確保する目的として、入札の経過と結果や契約方式等についてチェックする機能を強化するため、令和7年6月に現行の契約事務協議会要綱を改正し、入札等の適正化に関する事項を検討・協議することを新たに規定した。

薬剤調達契約に係る入札経過や結果の調査報告を毎年度実施するとともに、来年度から公共団体の入札・契約事務に精通した第三者の専門家を加える措置を講じたことを評価する。なお、清掃一組として調査報告と併せて入札状況を広く公表し、契約の透明性の確保に努められたい。

今後、「契約事務協議会」の運営状況を踏まえ、専門家複数名の参画や他自治体で設置している専門家により構成された第三者機関としての「入札監視委員会」に準ずる機関の設置について引き続き検討されたい。

④ 令和7年度の薬剤購入契約における重金属固定剤を含む主要5薬剤の入札予定額と落札

額について、落札率が最低45.4%、最大92.0%、平均82.3%と大きな乖離が生じており、入札予定額と落札額の乖離は過去の入札においても概ね同様の傾向にあり、令和6年度決算では薬剤購入の当初予算に対する執行率は86.6%、3億7千万円余の差額が生じている。

清掃一組の財政は23区の分担金を主な財源として運営されていることから、的確な経費の精査による予算の編成と執行が責務であり、予算要求、予算編成の過程はもとより入札予定額の確定時点において、十分な価格見積調査をもとに的確な価格設定による入札執行が求められる。

薬剤購入に係るこれまでの入札結果の分析や予定価格の積算方法の見直し等を実施し執行残の縮小に努められたい。

- (2) 口頭での契約行為による物品購入について
- (3) 合理的な理由を欠く特命随意契約について
- (4) 履行確認の徹底について
- (5) 金券管理の徹底について
- (6) 近接地外旅費の適切な執行について
- (7) 特命随意契約の理由や仕様内容を適切に記すべきものについて
- (8) 積算が過大となっており、予定価格を適切に定めるべきものについて
- (9) 経済性を考慮した上で適切な機器選定を行うものについて
- (10) 最低制限価格の設定に注意をすべきものについて
- (11) 安全管理を徹底すべきものについて

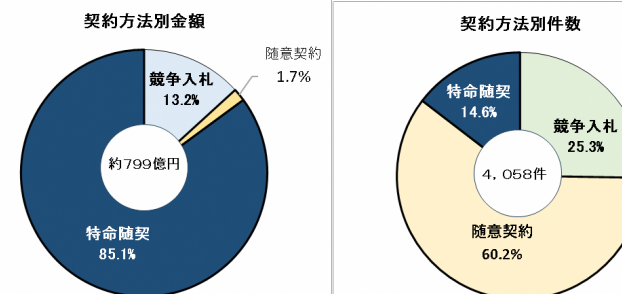
上記(2)から(11)については、予算・会計事務、契約事務に係る関係法令や事務処理の原則に基づく事業の適正な執行のため、事故の発生原因の究明と再発防止策を講じたものである。

いずれも関係部署において事故の経緯や発生原因について調査を行い、再発防止に向けた各種研修や講習会の実施、チェックシートの改正や執行確認体制の再点検の実施をはじめ具体的な対策に着手し経費削減の効果が上がった取組があることも確認した。

自治体の基本であるコンプライアンスと最小の経費で最大の効果を追求することを組織に維持定着させるために、様々な機会を捉えた研修の充実や事務改善と事故防止の観点から、事業執行過程における決裁権者の指導力の強化に向けて、今後とも取組を続けていくことを要望する。

## 2 契約事務の適正化について

監査事務局において昨年度に引き続き令和6年度の清掃一組の契約実績を分析したところ、金額別では総額約79.9億円のうち約68.0億円(約85.1%)、件数別では総件数4,058件のうち592件(約14.6%)が特命随意契約で行われており、昨年度から改善は進んでいないことを確認した。1件あたりが高額な特命随意契約が多いことは、廃棄物処理施設の整備・管理運営業務を主とする清掃一組の予算執行及び契約形態の特徴の一つである。



※端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

他自治体では、一般廃棄物の中間処理に当たり、適正な処理と確実な履行を最優先に位置付けて、技術や実績のある特定の事業者で随意契約を行うことが多い傾向がある。今年度の清掃一組の監査結果においても、長年の特命随意契約の課題が見られる状況に変化がないことを確認した。

特命随意契約が広く常態化すると、組織全体に、競争性や公平性、透明性、経済性を担保しながら適切に契約を結ぶという意識が薄れていくことが懸念され、昨年度の監査結果では契約事務に係る具体的不備事項を指摘事項として取り上げた。

清掃一組では指摘事項に基づき講じた措置として、所管部署において予算事務、契約事務、財務会計事務、文書管理事務等に関する各種研修・講習の実施強化と業務やマニュアルの点検に取り組んでいる。職員の職務に関する知識の向上や育成は、清掃一組のコンプライアンスの強化において極めて重要であり、今後ともそれぞれの対策を清掃一組組織全体の取組として推進強化していくことが求められる。

こうした取組と併せて、安易に随意契約を選択することなく地方自治法の定めるところにより、一般競争入札の原則に立ち、1件でも多く競争入札に移行する努力と、特命随意契約にせざるを得ない案件も適切な予定価格の見積りと経済性を確保するための具体的方策の取組が求められる。

については以下の2点について検討を進められたい。

### (1) 契約事務に係る入札監視体制の整備と随意契約案件の公表について

令和6年度の監査結果に基づく清掃一組が講じた措置によって、庁内職員で構成する「契約事務協議会」に令和8年度から学識経験者等の第三者の参画を得て、薬剤調達契約に係る入札経過や結果の調査と報告を毎年度実施する体制が整備された。ここでの検討により入札や契約の適正化と透明性の向上が期待される。

「契約事務協議会」の運営に当たっては、薬剤調達契約に限らず高額の財産の取得、委託契約、工事請負契約についても対象案件に加えることを検討されたい。

また、清掃一組において既に実施している予定価格250万円を超える工事事案件の公表と併せて、特命随意契約の委託案件(工場の受付・運転管理等)の高額契約についても、他団体同様に幅広く公表し、説明責任を十分に果たすよう努められたい。

(2) 建設工事と運転・維持管理業務の一括契約について

従来、自治体の廃棄物処理施設の運営においては、建設工事を持った事業者、その後の運転管理や定期補修工事を継続して特命随意契約せざるを得ない問題と、近年の技術者や財源の不足が深刻化し、清掃工場等の建設工事とその後の運転・維持管理業務を一括して発注する民間活用の手法の導入が全国の自治体に広がっている。

今後一層の人材不足の進行が予測されており、清掃一組においても令和8年度予算に工場建設とその後の運転管理業務を一括で契約する方式(DBO)の導入効果の検証経費が計上された。

現在策定中の一般廃棄物処理基本計画における施設整備計画では、多くの工場の建替工事が見込まれており多額の経費が必要となる。人材不足、技術革新、建設及び施設運営に係るコストの削減、契約の競争性、透明性の確保の問題点を解決する観点からスピード感をもって調査・検討を進めDBO導入の実現に向けて取り組まれない。

加えて、工場の建設・運営にあたって、事業者の創意工夫の発揮や事業者が有する最新技術の積極的導入等が進められる柔軟な契約が可能となる契約仕様によって、工場運営の効率化と建設・運営コストが削減できるよう検討を進められたい。

3 経営改革による持続可能な組織運営体制の確立について

清掃一組を取り巻く環境は、人口減少による少子高齢化の進展と労働人口の減少、物価の高騰等による運営経費の増加と平成初頭に集中的に建設された多くの工場施設の建替や改修工事等の継続的な施設整備とそれに伴う整備経費の増加等により、大きく変化している。

東京23区の清掃事業の一翼を担う清掃一組は、将来にわたり中間処理の安全で安定的な運営を行っていくために、これまでの組織体制や運営方針では限界があり、時代の変化と課題に的確に対応できる持続可能な組織運営体制の確立が不可欠である。

こうした状況を踏まえ、清掃一組では令和6年度に経営改革本部を設置し、改革の検討を進めており、令和8年度には基本計画の改定も予定されている。清掃一組のこれらの取り組みにあたり、監査を通して把握した組織運営上の課題について提起し、下記事項が経営改革検討の一助になることを期待する。

(1) 人事運営の課題

① これまでの監査結果でも指摘してきたが、清掃一組設立当初に設定された職員の条例定数は1, 523人に対して令和8年度の配分定数は973人と36%も乖離している。今後一層進む人材不足や経営改革の推進によって職員数はさらに減少していく傾向にある。

職員数は組織を構成する重要な要素であり、人件費は予算に占める割合も大きく、経営改革の効果を明らかにする観点からも実態に見合った職員定数に改正されたい。

② 清掃工場の技術革新やDXの進展により作業効率や作業環境が変化していくことを踏まえ、今後人材不足に対応していくためにも工場運営上の必要人員について、改めて検討されたい。

③ 職員の超過勤務について、「職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例施行規則」で定める月100時間を超える超過勤務が例年特定の時期に発生している部署がある。業務の繁

忙等様々な原因が考えられるが、職員の健康管理の観点から超過勤務の軽減に向けた対策を引き続き検討されたい。

④ 改定を予定している人材育成計画について、人材不足や業務委託化の推進に伴い、将来にわたって組織として守り維持すべき職員の「技術力」の維持・育成を目指した人材育成対策を検討されたい。

(2) 組織運営上の課題

① 清掃一組の組織条例及び組織規則は、組合設立以来部分的に改正があったものの、組織の基本構成は変わっていない。経営改革を推進する過程を通して、部や課組織のスパンオブコントロールの適正化を図られたい。

また、各部署に多数設置されている担当課長・担当係長の担任業務の責任分担が現行の組織規則では不明確であり、整理統合と併せて処務規程の整備を検討されたい。

② 清掃工場の管理系の職員体制が一部の工場を除き事務職3人体制となっているが、事務の継承や職員研修や休暇の取得等様々な面で小規模職場の課題があることを確認した。的確な業務執行を確保するためには、工場内組織の見直しも含めた小規模職場の課題の解消を検討されたい。

併せて、工場における負担軽減と事故防止を図るため、入札を伴う契約事務や全工場共通物品の在庫管理及び調達の本庁組織等への事務移管をすることにより、各工場の事務負担の軽減と工場全体での予備物品の最小化による効率性、経済性、合理性が図られるよう検討されたい。

③ これまで清掃一組においては、会議におけるタブレット端末の活用やオンライン会議の一部実施、入札の一部電子化、財務会計・文書管理・庶務事務システムの導入、会議記録のテープ反訳(本会議会議録については令和8年度以降)への移行等を進めてきた。

来年度予算にはDXの推進による業務効率化経費が計上され、デジタル人材の活用や工事受注者のデータ連携等も進められる。今後、DXを積極的に推進し人材不足を補完するとともに、業務の効率化、特に清掃工場の建替に併せたDXを検討されたい。

4 まとめ

今年度の監査を通じて事務執行上の様々な問題点を把握する一方、清掃一組では昨年度の監査結果に基づく措置対応にあたり指摘のあった当該部署において、改善に向けて取り組む姿勢を確認した。監査が改善を求める具体的な事務処理は、当該部署の個別課題だけでなく清掃一組の組織全体に存在する課題でもあるので、広く組織全体で課題を共有し前例踏襲を廃して事務事業の見直しや組織改革に取り組む組織風土の一層の醸成が必要である。

清掃一組が設立されてから26年が経過した今日、清掃事業を取り巻く環境は大きく変化しており、社会全体の人口減少とそれに伴う労働力不足の進行に加え、資源循環型社会への転換や工場の建替・延伸化工事等の施設整備の増大等への適切な対応が求められる。

については、現在検討している経営改革によって、効率的な組織編成や事務事業の見直し改善による経費の削減を進め、その過程を通して透明性の高い区民から信頼される組織運営体制を確立し、23区の清掃事業のさらなる発展に清掃一組が貢献していくことを期待する。

第4 財政援助団体等監査

1 監査の対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会

2 監査実施日

令和7年5月8日から令和8年2月17日まで

3 監査の範囲

令和6年4月1日から監査実施当日分まで  
ただし、契約関係は令和6年度に契約したもの

4 監査方法

令和7年度監査基本計画及び令和7年度財政援助団体等監査実施計画に基づき実施

5 監査の結果

概ね適正に処理されており指摘すべき事項は認められなかった。

6 意見

事業原資には区民の税金が含まれているということを常に意識し、引き続き適切な事務執行に努められたい。

写

7清監第486号  
令和8年2月25日

東京二十三区清掃一部事務組合議会  
議長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合  
監査委員 橋本 正彦  
監査委員 清家 愛  
監査委員 ただ 太郎

令和7年度行政監査の結果について(報告)

このことについて、地方自治法第199条第2項の規定に基づき検査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

なお、橋本正彦代表監査委員は令和7年6月25日まで及び同年9月26日以降、山本泰人前監査委員及び大沢たかし前監査委員は同年6月25日まで、清家愛監査委員及びただ太郎監査委員は同年6月26日から関与しました。

記

1 行政監査結果

別紙 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合行政監査結果報告「委託契約に係わる特命随意契約の適正性について」のとおり

令和7年度

東京二十三区清掃一部事務組合  
行政監査結果報告

「委託契約に係わる特命随意契約  
の適正性について」

東京二十三区清掃一部事務組合監査委員

目次

第1章 監査実施概要 .....	1
1 行政監査について .....	1
2 監査テーマ .....	1
3 監査の主な着眼点 .....	2
4 監査対象の委託契約の概要 .....	2
5 監査対象課 .....	6
6 監査実施期間 .....	6
7 実地調査について .....	6
8 行政監査に伴う調査委託について .....	6
第2章 調査結果.....	7
第3章 監査結果及び意見 .....	8

## 第1章 監査実施概要

### 1 行政監査について

地方自治法（以下自治法）第199条第1項により、監査委員は地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている。定期監査がこれにあたり、全所属を対象に毎年必ず行う監査で、収入・支出・契約など、財務に関する事務全般にわたって広く行う監査である。

一方、行政監査は、自治法第199条第2項により行う監査で、監査委員は、第1項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。財務事務に限定されないため、一定の事務や事業をテーマに取り上げて、体系的かつ総合的に検証することが可能であり、新しい行政課題に対応した監査の実施が可能となっている。

最近の他団体の行政監査の一例として、「DXによる総合窓口サービスの向上」、「バリアフリーの視点による施設の利用者ニーズの検証」、「フレイル予防・介護予防事業の実証確認」等をテーマに実施しており、それぞれ効果の検証や類似施策の整理等踏み込んだ監査を行っている。

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の行政監査は、平成28年度、令和6年度に続き3回目となる。平成28年度は「随意契約について」をテーマに実施し、特命理由の記載内容の改善等を指摘するとともに、延命化工事について、建築物や建築設備等は競争入札を優先するよう提言している。令和6年度は、「清掃工場の施設見学について」をテーマに実施し、施設見学のコンセプト、目的について、ごみ減量や環境問題に対する行動変容を促す内容を提言するとともに、施設見学を全庁的に調整する組織が存在しないことや事業の経済性・効率性について指摘している。いずれも技術士等外部専門家による調査を行っている。

### 2 監査テーマ

本来、自治体契約は一般競争入札を原則としているが、清掃一組においては特命随意契約が多い傾向にある。特命随意契約は自治法等においても条件により認められている。しかしながら、過去の監査においては特命随意契約の委託について、適正な予定価格を見積ることができないケースや特命理由、価格の妥当性の検証等が課題とされた。

これまでの監査結果や清掃一組の現状と課題を踏まえ、本年度の行政監査は、「委託契約に係る特命随意契約の適正性について」をテーマに選定し行政監査を実施した。なお、行政監査の実施に伴う調査委託として、外部専門家の視点から調査及び評価を行った。

### 3 監査の主な着眼点

- (1) 委託契約の方法に法規性・経済性・効率性・有効性があるか。特命とすること及びその理由が適切であるか。
- (2) 他自治体の同様条件の施設の例等も含め、特命随意契約が妥当か。
- (3) 予定価格の設計・積算及び見積等が適切に行われているか。
- (4) 受託者の創意工夫やノウハウを発揮できる仕様になっているか。
- (5) 事業者選定の方法や評価方式は適切か。

### 4 監査対象の委託契約の概要

- (1) 令和6年度 主灰※のセメント原料処理業務委託(単価契約)

事業件名：令和6年度主灰のセメント原料処理業務委託(単価契約)

施設数：4施設

委託者：東京二十三区清掃一部事務組合 副管理者

主幹部課：施設管理部管理課

受託者：太平洋セメント株式会社

契約金額：単価契約

契約期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

契約方式：特命随意契約

事業内容：搬出元施設で発生する主灰をセメントの原料として使用し、普通ポルトランドセメント※を製造する。輸送計画、管理調整等については、別途発注する委託業者が行う。なお、輸送業務は当契約には含まない。

※ 主灰は燃やしたごみの燃えがらのことで、焼却炉の底から排出される灰

飛灰はろ過式集じん器などで捕集した排ガスに含まれているばいじんをいう。

※ 最も一般的なセメントで用途が非常に広く、国内セメント利用の7割を占めている。

ごみの収集・運搬、資源回収は各区が行い、焼却や破砕などの中間処理は清掃一組が行っている。最終処分は、23区・清掃一組が埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施している。

新たに最終処分場を確保することは困難なため、清掃一組では埋立処分量の削減及び資源の有効利用を目的として、平成25年度から主灰のセメント原料化について実証確認を行ってきた。図1に示すとおり、セメント原料化は主にセメント原料における粘土原料を清掃工場から搬出する焼却灰で代用するものである。

実証確認の結果、安全で安定的に実施することが確認できたため、平成27年度から本格実施をしており、令和6年度は75,393トンのセメント原料化を実施した。また、セメント原料化以外として、平成30年度から焼却灰の徐冷スラグ化の実証確認を開始し、令和2年度から本格実施し令和6年度は25,596トンの焼却灰を資源化し

た。徐冷スラグ化とは焼却灰を高温で溶融処理した後に2～3日かけてゆっくり冷却（徐冷）することで大きな岩状のスラグを製造するもので、徐冷スラグを破碎、分級することにより、路盤材やコンクリート用資材など幅広く使用されている。

焼却灰資源化事業における当該契約を含めた運搬・処理等業務委託に要した経費は、令和6年度5,604,583,438円であった。

清掃工場における灰の搬出から資源化施設での搬入までを写真1～3に示す。



図1 セメント原料化イメージ



写真1 清掃工場からの搬出



写真2 貨物列車にコンテナを積み込む様子



写真3 資源化施設における搬入の様子

(2) 令和6年度 中央清掃工場受付搬入等業務委託

事業名：中央清掃工場受付搬入等業務委託

委託者：東京二十三区清掃一部事務組合 副管理者

主幹組織：中央清掃工場

受託者：日立造船株式会社東京本社(現カナデビア株式会社東京本社)

契約金額：130,900,000円(うち税11,900,000円)

契約期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

契約方式：公募型プロポーザルによる随意契約※

事業内容：中央清掃工場における搬入車両の受付、管制及び手数料徴収並びにごみクレーン、灰クレーンの運転、主灰、飛灰※<sub>1</sub>及びケーク汚泥※<sub>2</sub>の搬出、構内道路等清掃、建築機械設備点検等を行う。

※ 応募は1社だった。

清掃工場の受付搬入等業務委託については、平成25年度に灰溶融併設の6工場において開始し、平成27年度から委託を開始した中央・渋谷の2工場では、プロポーザル方式による業者選定を実施している。令和7年度においては、目黒、光が丘清掃工場を除く18工場において委託事業者による受付搬入業務が行われている。

プロポーザル方式は、価格のみの競争では所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、企画力、技術力、実績等を勘案し、総合的な見地から判断して受託候補者を選定する方式である。プロポーザル方式による契約締結までの流れを図2に示す。

清掃工場へ持ち込まれるごみの搬入車両は計量棟の計量器(台貫)とICカードリーダーにより、ごみの種類や搬入量は自動的に記録・集計されデータは東京23区廃棄物情報管理システムにおいて管理される。計量棟では、ごみの排出事業者が適正処理したかを確認するための管理伝票(マニフェスト)の処理や臨時持込ごみの廃棄物処理手数料収納などの業務が行われる。手数料の料金精算データは車両受付システムにて管理される。ごみの重量は、排出事業者の支払う廃棄物処理手数料の徴収に関わる重要なデータである。

中央清掃工場は、300トン×2炉のストーカー炉でしゅん工から24年経過しており、大型商業施設、高層マンションが隣接している。概要を表1に示す。

※1 ろ過式集じん器などで捕集した排ガスに含まれているばいじん

※2 工場内の汚水処理設備から発生する汚泥



写真4 中央清掃工場

工期	着工	平成10年4月
	しゅん工	平成13年7月
敷地面積		約29,000平方メートル
建設費		294億円
炉型式		日立造船 デ・ロール式 全連続燃焼式火格子焼却炉
設計最高発熱量		13,400kJ/kg
規模 (炉基数)		600トン/日 (300トン×2)
焼却能力		600トン/日
余熱利用	発電出力	15,000kW
	給熱	蒸気 はるみらい

表1 中央清掃工場の概要

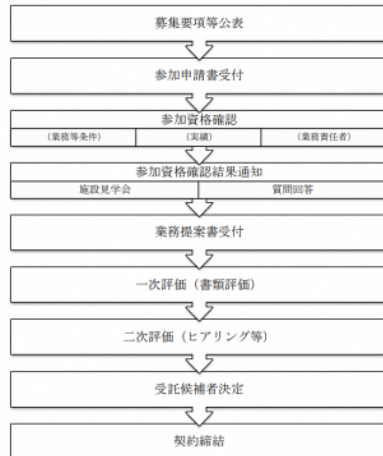


図2 プロポーザル方式による契約締結までの流れ

## 5 監査対象課

- (1) 令和6年度 主灰のセメント原料化処理業務委託(単価契約)  
施設管理部管理課
- (2) 令和6年度 中央清掃工場受付搬入等業務委託  
施設管理部施設課、中央清掃工場

## 6 監査実施期間

令和7年5月28日(水)から令和8年2月17日(火)まで

## 7 実地調査について

- (1) 令和7年10月8日(水)  
清掃一組飯田橋庁舎において、施設管理部管理課担当者へのヒアリングを実施
- (2) 令和7年10月14日(火)  
中央清掃工場において、関係設備、作業の視察及び担当者へのヒアリングを実施

## 8 行政監査に伴う調査委託について

自治体行政や公共入札・契約手続に精通し、自治体の入札契約及びプロポーザル審査等の実務経験を有する専門家による書類調査及び実地調査を実施した。

調査機関 特定非営利法人 地域と行政を支える技術フォーラム  
総括管理技術士

理事長	原田 敬美	技術士(建設部門) 登録 No.24446 工学博士
担当技術士	坂本 文夫	技術士(建設部門) 登録 No.58896
	大岩 敏男	技術士(環境部門) 登録 No.63551 工学博士
	塚原 忠一	技術士(上下水道部門) 登録 No.72668 行政書士

## 第2章 調査結果

前章3で記載の監査の主な着眼点に基づき、外部専門家による書類調査及び実地調査を実施した。調査結果については概ね適正であった。主な指摘は以下のとおりである。

### 1 主灰のセメント原料化処理業務委託(単価契約)

- (1) セメント工場により法令上の許可の有無やセメント工場所在自治体の方針により受け入れ不可とする工場があることを確認した。
- (2) 受入可能セメント工場について、工場ごとの生産規模の差や地元自治体の灰を優先することなどから、工場ごとに受入可能量が異なることを確認した。
- (3) 近傍の場合は車両のみで搬送するが、遠方の場合、鉄道、船舶コンテナによる搬送となるため、搬送可能量の制限がかかることを確認した。
- (4) (1)～(3)により、主灰のセメント原料化処理を委託できるセメント工場と処理できる量が限られていることを確認し、特命随意契約による契約はやむを得ないと判断する。主管課は情報収集に努めており、契約単価について、他の自治体、他の工場の単価と比較し妥当である。引き続き契約内容の検証を継続されたい。
- (5) 指名業者等選定委員会議の資料について、内容は適切であるが、「唯一の業者」という表現は契約実態と矛盾しており実態と異なる。令和7年度の契約より、特命理由書に「施設ごとの資源化量を明記」、「セメント工場ごとの特性を明記」する対応を行っている。

### 2 中央清掃工場受付搬入等業務委託

- (1) 第三者が見たときにわかりやすいよう、業務報告書年報の表に凡例を記載されたい。また、作業内容は仕様書と整合性が取れるよう記載されたい。
- (2) 業務担当者名簿において、責任者代理の経験年数が2年と記載されているが、中央清掃工場の経験2年のことであり、他事業所の経験を記載していなかった。担当者の業務経験を客観的に判断できるように記載されたい。
- (3) 業務内容の確認、設計書作成のための資料として、各業務に担当が従事した日数の記録(集計表)の作成を検討されたい。また、請求書の日付が毎月空欄である。支払遅延防止の観点から漏れない記載を受注者に指導されたい。
- (4) 業務日誌の出勤者一覧について、仕様書に基づく各出勤者の役割、担当業務が不明であり、今後、設計書との整合性を確認するためにも記載を改善されたい。工場でのごみ搬入車汚水漏れについて、構内道路巡視やカメラでの監視、口頭注意を行っているが、さらなる防止対策を検討されたい。

## 第3章 監査結果及び意見

### 1 令和6年度 主灰のセメント原料化処理業務委託(単価契約)

第2章に記載のとおり、概ね適正に執行されているが、業者選定理由における誤解を生じかねない表現等については区民や第三者の視点を意識し改善されたい。

セメント原料化処理業務委託の特命随意契約の適正性判断については、セメント市況の現状や他自治体の動向分析が重要である。セメントは典型的な内需型産業であり、輸出も輸入も限定的である。生産、需要ともに90年代にピークアウトし、災害やオリンピック・パラリンピックに伴う一時的な需要増があったものの減少傾向が長く続いており、今後の需要増加は見通せない。また、セメント工場は原料として、ごみ焼却灰に限らず、火力発電所の石炭灰、下水汚泥、製鋼スラグ等様々な廃棄物を受け入れている。

そのような状況のもと、全国の自治体においては、最終処分場のひっ迫等から、セメントメーカーの原料としての提供枠を奪い合う状況が続いていることから、受託業者を確保するために特命随意契約としている自治体が多い。

灰の資源化としては、区移管以前より灰溶融に取り組んできた。灰溶融は焼却灰を1,200℃以上の高温で溶融し、急速に冷やし砂状のスラグを生成し、アスファルト舗装やコンクリート二次製品の骨材、埋戻材など土木資材等として活用される。しかしながら、エネルギー使用等の多額の維持管理コストやCO<sub>2</sub>の排出などの課題を抱えていた。

平成23年3月の東日本大震災の発生による電力のひっ迫や放射能問題など、新たな課題への対応を求められることになり、溶融処理施設の操業規模を縮小し、スラグの需要に合わせた処理を行ってきた。そうした中、スラグ利用量が想定より伸びていないことや、他の焼却灰の資源化事業が順調に進捗していることから、溶融処理を停止し、セメントをはじめとする他の資源化にシフトしている。

現在、清掃一組では灰の資源化で令和6年度決算で資源化総量約10万2千トン、総額56億円余の経費を投じて、セメント原料化、徐冷スラグ化、焼成砂化に取り組んでいるところであるが、各資源化施設の入量量の制限やコスト等課題は山積している。

そのような状況のもと、最終処分場を延命化するには焼却灰そのものを削減し23区の持続可能な清掃事業を確保する必要があり、そのためにはこれまで以上にごみを削減する取組が欠かせない。

今年度、区長会において将来のごみ量推計におけるごみ減量の具体的対策について検討された。今後、23区におけるごみ減量対策の着実な取組が望まれる。

清掃一組には今後も灰の資源化を取り巻く諸課題に対処しながら、事業を着実に推進するとともに、23区と共同してごみの中間処理に係る様々な情報を発信するなど、23区のごみ減量対策と呼応して区民や事業者の行動変容を促す一層の取組が求められる。

## 2 中央清掃工場受付搬入等業務委託

第2章に記載のとおり、プロポーザル方式による選定が適切に行われていること、委託事業が適正に行われていることを外部専門家による書類調査、ヒアリング、現地調査により確認している。一方、わかりづらい報告書については区民や第三者の視点を意識し改善する必要がある。

当該プロポーザル方式の参加要件としては、官公庁における廃棄物搬入車の受付業務を受託した実績の他、関連業務を受託した実績を求めている。選定の段階では、事業を適切に遂行できるかについて様々な観点から評価を行っていることが確認された。また、積算の方法や根拠について、公契約に詳しい技術士の視点から適正に行われていることが確認された。

当該契約は搬入車両の受付、管制及び手数料徴収といった受付業務に加え、ごみクレーン、灰クレーンの運転、主灰、飛灰及びケーク汚泥の搬出、構内道路等清掃、建築機械設備点検等幅広い内容となっている。点検表による設備故障に関する調査では、リスクや課題を評価したうえで、優先順位を決めて効果的に業務を遂行していることが確認された。

清掃工場受付搬入等業務委託はプロポーザル方式による業者選定を実施しているが、一部を除き一者だけの応募となっている。公契約の原則である競争性・経済性を確保するためには、プロポーザルの参加要件や仕様書の工夫等によって複数者の入札参加が得られるよう検討されたい。

また、清掃一組のDX推進にあたって社会全体の労働力不足が進む中で、清掃工場の建替を控えており、清掃工場のDX化による工場運営についても検討を進め受付業務の効率化に取り組まれるよう要望する。

## 3 まとめ

今回の行政監査では、数ある契約案件の中から選定した2契約に対する外部専門家による調査において、概ね適正であり特命随意契約とすることはやむを得ないという報告を受けた。

令和6年度の清掃一組の契約実績を分析したところ、金額別では総額約799億円のうち約680億円(約85.1%)、件数別では総件数4,058件のうち592件(約14.6%)が特命随意契約で行われており、特命随意契約が依然として大部分を占めている状況である。

清掃一組に限らず他自治体においても、一般廃棄物の中間処理にあたり、適正な処理と確実な履行を最優先に位置付けて、技術や実績のある特定の事業者と随意契約を行うことが多い傾向がある。しかしながら、安易に随意契約を選択することなく地方自治法の定めるところにより、一般競争入札の原則に立ち、1件でも多く競争入札に移行する努力と、特命随意契約にせざるを得ない案件も適切な予定価格の見積りと経済性を確保するための具体的方策に取り組まれたい。

写

7清監第485号  
令和8年2月25日

東京二十三区清掃一部事務組合議会  
議長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合  
監査委員 清家 愛  
監査委員 ただ 太郎

令和7年度財政援助団体等(東京エコサービズ株式会社)  
監査の結果について(報告)

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、山本泰人前監査委員及び大沢たかし前監査委員は令和7年6月25日まで、清家愛監査委員及びただ太郎監査委員は同年6月26日から関与しました。

また、橋本正彦監査委員は地方自治法第199条の2の規定により本監査については関与していません。

記

- 1 監査実施期間  
令和7年5月8日から令和8年2月17日まで実施した。
- 2 監査対象  
東京エコサービズ株式会社
- 3 監査の範囲及び方法  
令和6年4月1日から監査当日までの書類について監査した。  
出資目的に沿って適正かつ効率的、効果的に執行されているか、その経営状況は安定しているかを主眼として、書類審査及びヒアリングにより監査を実施した。
- 4 監査の結果  
概ね適正に執行されており、特に指摘する事項はなかった。
- 5 意見  
東京エコサービズ株式会社の経営理念を実現するため、中期ビジョンの下、引き続き適正な執行をされたい。

令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会  
追加議事日程(第1号)

令和8年3月18日(水) 午後2時30分 開議

- 追加日程第1 議案第9号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負  
契約の締結について
- 追加日程第2 議案第10号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請  
負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第11号 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負  
契約の締結について
- 追加日程第4 議案第12号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負  
契約の締結について
- 追加日程第5 議案第13号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負  
契約の締結について

写

令和8年3月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 上野ひろみ様

財務委員長

佐藤 篤

財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則  
第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第9号	中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決
議案第10号	多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決
議案第11号	豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決
議案第12号	有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決
議案第13号	葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決

議

案



議案第九号

中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  
右の議案を提出する。

令和八年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次のとおり中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。

二 契約の目的 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結  
三 契約の方法 随意契約  
四 契約の相手方 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目七番八十九号

代理人 カナデビア株式会社 桑原道

東京都品川区南大井六丁目二十六番三号

カナデビア株式会社

東京本社

環境営業統括部長

金谷孝之

五 工 期 令和八年四月一日から令和八年七月十七日まで

(提案理由)

東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第十号

多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  
右の議案を提出する。

令和八年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次の多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  
二 契約の目的 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約を締結する。  
三 契約の方法 随意契約  
四 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目四番七十八号

代理人 取締役社長 奥村英樹

東京都品川区西品川一丁目一番一号  
株式会社神鋼環境ソリューション  
東京支社  
東京支社長 西山学雄

五 工 期 令和八年四月一日から令和八年七月三十一日まで

(提案理由)  
東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第十一号

豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  
右の議案を提出する。

令和八年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次のとおり豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。

二 契約の目的 豊島清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結  
三 契約の方法 随意契約  
四 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目四番七十八号

代理人 取締役社長 奥村英樹

東京都品川区西品川一丁目一番一号  
株式会社神鋼環境ソリューション  
東京支社  
東京支社長 西山学雄

五 工 期 令和八年四月一日から令和八年八月七日まで

(提案理由)  
東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第十二号

有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  
右の議案を提出する。

令和八年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次のとおり有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。  
二 契約の目的 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結する。  
三 契約の方法 随意契約

四 契約の相手方 四億二千二十万円  
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号  
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

代理人 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号  
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社  
国内事業部  
営業部長 二橋 仁 郎

五 工 期 令和八年四月一日から令和八年八月二十一日まで

(提案理由)  
東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第十三号

葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について  
右の議案を提出する。

令和八年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次のとおり葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。  
二 契約の目的 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結

三 契約の方法 随意契約  
四 契約の相手方 六億九千八百二十八万円  
兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目二番三十三号

代理人 株式会社タクマ 濱田州朗  
代表取締役社長  
東京都港区芝浦三丁目九番一号  
株式会社タクマ  
東京支社  
支社長 田邊靖

五 工 期 令和八年四月一日から令和八年八月十八日まで

(提案理由)  
東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。



令和8年第1回臨時会  
東京二十三区清掃一部事務組合議会会議録

令和8年5月 発行

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局  
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館20階  
電話 03(5210)9730

印 刷 物 登 録
令和8年度 第6号

この冊子は再生紙を使用しています。

**リサイクル適性** 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。